

月刊 みんなねっと

8
2022



2つの顔 チアキ

特集 精神科医療における身体拘束



もくじ

2022年 8月号 通巻第184号

月刊

みんな
ねっと

みんなの🌀 — 読者のページ 2

特
集

精神科医療における身体拘束 ……6

大島一也さんの身体拘束死から考え、行動するために(長谷川利夫) 6
石川県における精神科病院身体拘束に関する判決について(佐々木信夫) 10

多事彩々 評価されない功績 (野村忠良) 14

みんなねっと相談室から《第40回》 入院での隔離 16

子ども・きょうだい・配偶者 家族いろいろ(その28)

発達障害の人と共に生きる 18

リレー連載「リカバリーをめぐる、対話のように」②

山形で仲間を探して 安保寛明(対話) 石井まい子 20

知りたい! 聴きたい! こんなとりくみ(第17回)

僕たちがクラフトビールを作る理由【後編】

一乗寺ブリュワリー 西陣麦酒 24

カンタンてめき術(料理編) その23 牛乳と砂糖だけでつくる、おいしいアイスクリーム 29

◎統合失調症の最新情報 《第8回》 グループでの支援 30

日々、コレ、トーチツ! [第11回] 木村きこり 34

お知らせします みんなねっとの活動 36

特集

精神科医療における身体拘束



大畠一也さんの身体拘束死から考え、行動するため

杏林大学教授 長谷川利夫

「一也が身体拘束されていると知っていたらすぐに家に連れ帰っていたのに……」これは、2016年12月に石川県内の精神科病院で身体拘束をされその解除直後に長男の一也さんをなくされたお父様、お母様の言葉です。私はご両親から何度も何度もこの言葉を聞いています。ご両親は病院に面会に何度行っても会わせてもらえず、ある日突然病院から電話がかかっ

てきて、「一也さん亡くなりました」と告げられました。病院に着いて息子の亡骸なきがらと対面し、そこで身体拘束をしていた事実を知らされたのです。

大畠一也さん（当時40歳）は、父の大工の仕事を手伝うなどし、両親、弟さんにもとても優しい息子さんでした。音楽好きでギターを何本も持っていて演奏するのも得意でした。一也さんは心身の調子を崩し2016年

12月6日に石川県内の精神科病院に入院しました。以前同院に入院したこともあり両親は元気になって帰ってくると思っていました。以下は、裁判の過程で明らかになった医療記録の一部を用いながら一也さんがどのような経過でなくなってしまったかを追ってみました。

【入院↓隔離↓身体拘束、そして死】

12月6日に一也さんは入院します。この時は通常の病室でした。しかし12月9日に隔離室に隔離されてしまいます。同日の診療録には次のような記載があります。

病棟内で過飲水が続く

このため隔離を要する状態である過飲水

コップを預かろうとすると不穏あり

Zeroe（＝隔離室）でみる

多飲あり、1日10ℓ近く飲水していると推測されるが体重変動

は起床時〜20時で+1.8kg

入院時L/b（Laboratory検査

データ）で電解質もnormal

（＝正常）

緊急性ないが、週末にかけて飲

水の動向が予測できないため、

一時的に隔離開始

ここでは、「飲水の動向が予測できない」ために隔離をしています。

この日は金曜日であり、人手

が少なくなる土日の前に隔離をしている様子がかがえます。

薬の副作用で喉が渴いている人から「コップを預かろう」と

したら当然反応があると思いますが、それを「不穏」としてしまっています。土曜、日曜は、

隔離室のなかで静かに過ごされていました。

状況が変わったのは12日月曜日です。その日の診療録をみて

みましょう。

主治医を見ると興奮し怒り出す。

大声で「牛乳屋の店長になりたい」と言って手を挙げる（

「お前脱税か」等と話す内容は減裂

隔離処置がイヤでホールに出た

いようであり「こんなバイ菌だらけの部屋に入れて」「鼻ほじったら手洗いせんなん」「お前手洗いせんのか」「週末っていつとったやる」という

興奮して拳をにぎりしめ「なぐらせろ」というので暴力はよく

ないですよと説明すると「じゃあエアージェンこつさせろ」と

いってエイ、エイ、エイ、エイと周囲の4名に向かって少し笑いながらエアージェンこつをする。

一也さんはなぜ主治医をみる

と怒り出したのでしょうか？ヒントは一也さんの言葉「週末っ

ていつとったやる」にあると思います。12月9日の診療録には

「一時的に隔離」とあります。つま

り医師は隔離は週末だけと約束して隔離を開始したが月曜日になって主治医に会っても解放しないので一也さんは怒っているわけです。身体拘束の実施要件に

「多動又は不穏が顕著である場合」がありますが、実はその要因を医療者側が作り出してしまっていることが大いにあります。その後「エアージェンこつ」をする場面が記録されています。強い権限をもつ医師により週明けには隔離室から出られるという約束は反故にされてしまったが、看護師たちとは、何とかギリギリ関係性を保っているようにも見えます。

しかしこの「関係性」は、12月13日に一気に崩れます。その日の17時の看護記録をみてみます。

早めに薬を飲んでもらうことには拒否なく応じられる。

内服後注射をする旨を説明すると、「嫌や！」と易怒性を顕著にみせる。

他病棟の男性職員を含め男性5名で当人の身体を抑えるも抵抗強い。身体のみ強く、強引に立位をしようとしたり、腕を振り払おうとする。職員に対し頭突きをする行為あり。「身体を抑えて注射するのは駄目やって看護学校で習わなかったんか〜！」「公務執行妨害やろ〜！」等の言動あり。身体を抑えた後、右肩にリントーン1A筋注射行する。

注射後、身体の拘束を解き、職員が退室しようとする際には殴りかかろうとする動作あり。



長谷川利夫先生

一也さんは処方された薬は常に服用していました。しかしこの日さらに食後に注射をすることを告げられ拒否をします。そもそもなぜこの状態の一也さんに対して注射をする必要があったかわかりません。それに対して男性看護師5名で押さえ無理やり注射をしてしまう。ここで

の「身体を抑えて注射するのは駄目やって看護学校で習わなかったんか〜!」という叫びはまさにその通りだと思えます。そしてその日は隔離室で眠りにつき、翌日ごく普通に過ごしていたところ突如身体拘束をされてしまうのです。

12月14日の診療録をみてみます。

昨日もスタッフへの暴力があり
：検温等かかわりも難しい抑制
の上フォローするしかない
四肢・体幹・肩抑制 1日みる

無理やり5人で押さえつけて
注射することに抵抗するのが「暴力」なのか?そんな行為こそ暴力

ではないか?私はいつもこのことに強い憤りを覚えます。しかもそれは前日の行為です。

そして一也さんは12月20日身体拘束解除直後に肺動脈血栓症でなくなってしまうのです。いわゆるエコノミークラス症候群です。

裁判とその後

一也さんに対して行われた身体拘束は果たして違法か否か。一番の金沢地裁は医師の裁量を広く解釈し原告敗訴。二審の名古屋高裁は身体拘束開始時から違法性を認める逆転勝訴判決を言い渡しました。これに対して被告は最高裁に上告受理申立てを行いました。2021年

10月に最高裁はこれを受理しない決定を行い、名古屋高裁の判決が確定しました。画期的な判決でした。しかし翌月11月に日本精神科病院協会は、この最高裁決定を「到底容認できない」とする声明文を発出し、会長自らが記者会見を行いました。そしてこの3月には厚生労働省はこれに呼応するかのよう^{おもう}に身体拘束の実施要件を今よりも身体拘束をしやすくする方向での改定案を出すに至っています。闘いは続いています。

ご相談あれば以下まで。

電話：090-4616-5521

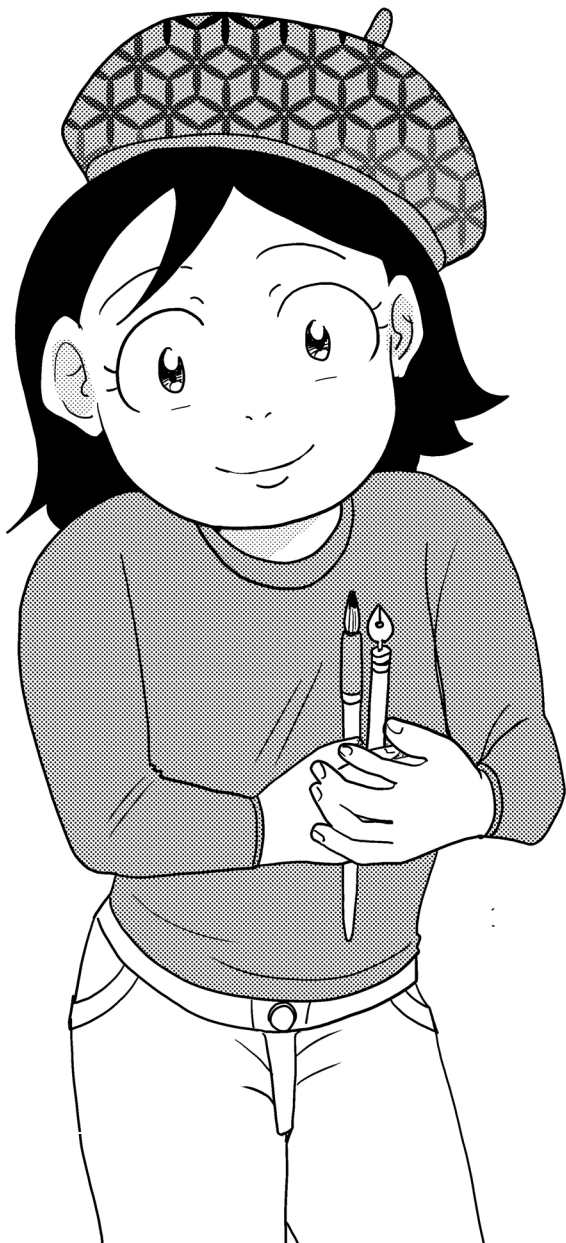
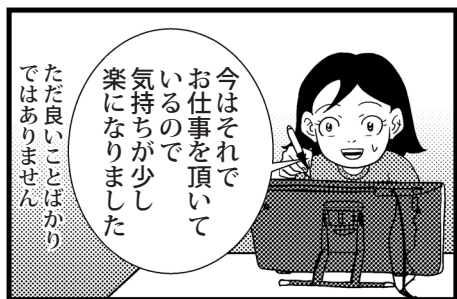
E-mail：hasegawat@kskyorin-u.

ac.jp

アート作品もつくってます

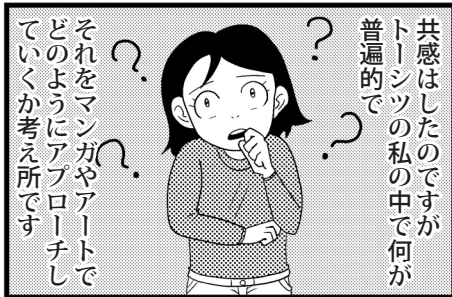
日々、コレ、 トーチツ!

第11回 木村きこり



それでも

いろいろな意見



お知らせします みんなねつとの活動

■2022年度みんなねつと総会
去る6月15日(水)にオンラインで総会が開催されました。

総会では、2021年度事業・活動報告、収支決算、2022年度事業計画、収支予算。諸規定の見直し等が承認されました。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ新役員が次のとおり選出されました。理事長に岡田久実子が再任しました。なお、木全前副理事長は同日の新役員理事会において顧問に就任となりました。

理事長 岡田久実子(埼玉)
副理事長 横山 朋子(広島)
副理事長* 赤池 千明(静岡)

| | |
|----|-------------|
| 理事 | 下屋敷正樹(岩手) |
| 理事 | 眞壁 博美(東京) |
| 理事 | 吉邑 玲子(群馬) |
| 理事 | 事*草間 博(長野) |
| 理事 | 事*新銀 輝子(兵庫) |
| 理事 | 事*永野 昭二(岡山) |
| 理事 | 事 大岩 金司(愛媛) |
| 理事 | 事*山田 圭吾(沖縄) |
| 理事 | 事 青木 聖久(愛知) |
| 理事 | 事 夏苺 郁子(静岡) |
| 理事 | 事 前田 直(東京) |
| 理事 | 事 坂本 拓(神奈川) |
| 監事 | 杉本富太郎(静岡) |
| 監事 | 事*檜橋 恭一(東京) |
| 顧問 | 問*木全 義治(愛知) |

*各役職新任者

■みんなねつと精神保健福祉への提言(圧縮版) 発表

6月15日の総会では、昨年度の精神医療の提言に続き、

2021年度から全国の検討やご意見を反映した。みんなねつと精神保健福祉への提言の圧縮版が発表されました。内容が多岐に合わるため、説明版も追って発行予定です。以下、圧縮版を掲載します。

◆誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現◆

提言は日常的な不備の改善を求める要望と共に、高い理念を掲げて未来のあるべき社会の姿を提示し、実現に向けて努力するためのものです。

できるだけ近い将来、誰もが身近な場所でメンタルヘルスケアを受けられ、精神疾患を発症しても安心して暮らせるように、またその本人とその家族(以後「家族」と記すとき、法的に

は家族ではないが家族同様に本人を支援している人(ケアラー)を含めます。が、地域で生涯を安心して暮らせるような支援体制を備えた社会の実現を進めるためにこの提言を行います。

日本では、支援を要する人を守るのは家族の責任という考えが一般的であるため、家族が精神疾患を発症すると、その家族はケアラーとしての役割を長期にわたって担います。また、精神疾患・



精神障害への偏見から家族内で抱え込み、精神障がいがある人とともに家族が地域の中で孤立し、高齢の親と本人の引きこもり、本人のケアを若年層の家族が担うヤングケアラーの問題などが社会問題化しています。

偏見が根強い要因として、明治時代にできた精神病患者監護法以来の日本の隔離政策があります。かつては本人を座敷牢に閉じ込めていました。終戦後は、多くの精神科病院をつくり、精神科病院に閉じ込めてきました。このようにして、精神障害がある人たちを社会から排除する、その政策方針は、今も精神保健福祉法に深く根付いています。

私たちは、本人とその家族がそれぞれの人生を独立して選び、個人の尊厳と本人が望む幸

福を大切に暮らせる社会の実現を早急に図る必要があります。以下の提言を行います。

1. 本人及びその家族と、精神保健医療福祉のニーズがある人を国と社会全体が責任を持つて支える体制の構築を求めます。
 - 1) 保健所および精神保健福祉センター機能の強化
 - 2) 精神障害にも対応した障害福祉サービスの提供
 - 3) 家族相談員の制定
 - 4) 家族への情報の提供
 - 5) 高い支援力をもつ支援体制
 - 6) 住居支援
 - 7) 保健所の今後のあり方
2. 当事者と家族のピア活動への支援
- 1) 家族のピアの体験を活かし

たピアサポートの価値と活用
2) 本人のピアの体験を活かしたピアサポートの価値と活用

3. 本人の一般就労と社会参加への支援

1) 短時間雇用・超短時間雇用の促進

2) 就労支援体制の充実

3) 個別就労支援プログラムの促進

4) 社会参加の機会の確保と工夫

5) 本人の居場所の開設

6) リカバリー（総合的回復）支援

4. 啓発教育と実践活動

1) 学校教育における啓発教育の実施

2) 医療機関・教育機関・行政

機関・司法関係機関の啓発教育

3) 本人と家族が進める啓発活動

4) マスメディアによる報道のあり方

5. 経済面での諸課題（所得補償、他の障害との格差是正など

1) 本人の所得保障

2) 障害年金判定基準の見直し

3) 交通運賃割引の実施

4) 重度心身障害者医療費助成制度の実施

5) 家族の所得保障

【長期的展望に立ち実現を目指すこと】（精神医療と重複する部分があります）

1. 成人した本人の保護義務者としての責務を家族に負わせな

いたための法律の見直し

2. 家族を始めとするケアラー支援法の制定

3. 地域精神保健医療センター（仮称）の新設を含め地域支援体制構築のための法律の見直し

4. 人権擁護のための強力な公的機関の整備

以上

